

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に秋池堅司農業委員、飯野幹夫農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に荒井農業委員会事務局長、書記に小宮山農業委員会事務局次長、大室主査、中山主任を任命した。

4 議 事

議案第48号

農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第48号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方、権利は使用貸借権である。所在は大字平方領々家字房地で、地目は登記が原野、現況が畑となっている。渡人と受人は親子である。形態は転用、用途は住宅敷地、施設は木造平屋建で、住宅建設のため開発許可が必要になる。農振地域であるが当

初除外となっており、農地区分は第1種農地である。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 平方地区の松本推進委員が報告した。3月24日(木)、平方地区の担当委員4名で現地調査を実施した。写真にあるとおり、現地は篠をきれいに刈って畑になっているが、作付けは行われておらず、休耕してあった畑と思われる。この場所に分家住宅ができたとしても、周辺の農地への営農に支障をきたす恐れはないと思われる。理由書を朗読した。

議 長 本件について意見を求めるが特に無かったため、議案第48号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第49号 特定農地貸付けの承認申請について

議 長 議案第49号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1、地区は大谷地区、所在は大字大谷本郷字後耕地で、地目は登記、現況とも畑である。平成29年2月27日の定例総会にて特定農地貸付け規定の承認をしているが、今回はその面積が変わることについての申請である。市街化農地であるが生産緑地ではない。添付資料に新旧の図面があるが、旧が平成29年の承認時で、その後南側に駐車場を設け、平成31年に農地転用の届出が出されている。

申請番号2、地区は大谷地区、所在は大字大谷本郷字後耕地、申請人は申請番号1と同一人である。こちらは配置図のとおり新規6区画の市民農園である。生産緑地指定を受けている。

議 長 地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 大谷地区の吉澤推進委員が報告した。3月20日(日)、地区担当委員3名で現地調査を行った。申請番号1はL字形の形状で、南東側は道路に沿って砂利敷き駐車場となっている。14区画の市民農園となっており、特に問題ない。申請番号2は、申請者の自宅に近い場所で、四角い形状の申

請地である。現状は地権者が耕作及び果樹栽培を行って農地として適正に管理しており、土地全体の約半分を6区画の市民農園開設を計画している。東側の母屋の庭を通して北側から入る所を通路にする計画になっている。

議 長
新木農業委員

本件について意見を求めた。

申請番号1の案件で、一部が駐車場になっているが、転用の手続きを行っているのか。また、申請番号2の方には駐車場がないが、開設者の自宅に利用者が駐車をするということなのか。

事 務 局

申請番号1の駐車場に関しては、平成31年2月7日付け上農委第4—5号で4条の転用手続きがされている。申請番号2は生産緑地に指定されて転用ができないため、母屋の隣に車を3台止められるように対応している。

新木農業委員

申請番号1の利用計画書を見ると、これだけ多くの区画があるが、利用者が同時に車で来た場合どうするのか。

事 務 局

駐車場が満車の場合は家の方に駐車を案内する。農園が14区画のうち現状で12から13区画が利用されており、問題なく利用されていると伺っている。

議 長

本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第49号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

議案第50号

令和3年度3月期農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議 長
事 務 局

関係する農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、上尾市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき一時退室を促す。会長の一時退室に際し、新木会長代理が議長を務めた。

<会長退室>

新木会長代理
農 政 課

担当課である農政課に説明を求めた。

制度について説明し、議案書を朗読した。

新木会長代理 本件についてさらに意見を求めるが特に無かったため、議案第50号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

審議が終了したため、関係する今川会長の入室を求めた。

<会長入室>

5 報告第12号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後2時35分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和4年3月25日

議 長

署名委員

署名委員